

明治期の大阪における産婆制度の変遷

阿部奈緒美

奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程

受付：平成30年1月16日／受理：平成30年6月27日

要旨：本稿は、明治期の日本において伝統的産婆が近代的免許産婆へと移り変わる過程を、これまで詳細が不明だった大阪の産婆関係法規の変遷の検討を通して明らかにしようとするものである。明治7(1874)年の「医制」(文部省が東京・京都・大阪の三府に布達)以降、その趣旨を踏まえて府県ごとに実情に応じた産婆関係法規が設けられた。大阪では他に先駆け明治8(1875)年に産婆教育が開始され、翌年には修了者に産婆営業の鑑札が付与された。明治10(1877)年以降、内務省免状(本免状)と地方庁免状(仮免状)の2種の産婆免許ができたが、大阪で初の本免状が付与されたのは、明治17(1884)年である。背景には、明治16(1883)年以降の大阪の産婆関係法規が、取締りの性格を強めたことがあった。

キーワード：産婆，規則，免許，大阪，明治

はじめに

分娩介助者は穩婆、トリアゲババ、腰抱き、コトリなど地域や時代等により様々に呼び習わされ、「産婆」という呼称は江戸中期から定着していったとされる¹⁾。元来、助産は近隣の相互扶助や分娩の扱いが巧みな出産経験者が半ばボランティアで行うことが多かったが、江戸期には都市を中心に職業化していく。しかし出産そのものが血穢とされ、産婆は「賤業ニ属シ寡婦賤女ノ営ム」²⁾ものであった。このように賤業視されてきた産婆が、西洋医学の基礎を学び資格を得た職業、女性にとっては希少な経済的自立が可能な職業に徐々に変化するのは、明治期以降のことである。

明治政府が産婆に関する方針を最初に示したのは、明治元(1868)年の「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取締方」³⁾である。分娩の介助者であるはずの産婆は、明治新政府が急ぎの布令をする必要があるほど当時売薬や墮胎の補助を盛んに担っていたことが分かる。次いで東京・京都・大阪の三府に達せられた同7(1874)年の「医制」では、第五十条から第五十二条に産婆についての規定を明

示し、以後同32(1899)年の勅令第三百四十五号「産婆規則」制定まで「医制の規定の趣旨に準拠して、各府県毎に別々に規則を作つて取扱う」⁴⁾こととなった。

各府県に規則制定が任されていた時期の産婆制度についての先行研究には、蒲原宏『新潟県助産婦看護婦保健婦史』⁵⁾、高橋みや子「明治期の宮城県における産婆の制度の変遷—「医制」以降「産婆規則」制定まで—」⁶⁾、「山形県における近代産婆制度成立過程に関する研究—明治三十二年までの産婆規則類の制定を中心に—」⁷⁾、小川景子「明治期神奈川県における産婆制度の成立過程」⁸⁾、「明治期栃木県における産婆の規則—産婆規則成立まで—」⁹⁾、宇佐美英機「明治期の産婆規則—滋賀県の事例—」¹⁰⁾等があるが、まだ解明が進んでいない府県が多い。医制が布達された三府に関する研究として、東京については高橋みや子の一連の報告「東京府病院産婆教授所の設立とその性質」¹¹⁻¹⁶⁾があるが、取りあげられているのは主に明治10年代までであり、それ以降についての詳細は不明である。京都については、松岡知子・岩脇陽子「京都府立医科大学における産婆教

育の黎明期—明治時代の京都における産婆教育の変遷を踏まえて—¹⁷⁾があるが、京都府独自の産婆関係法規に関する明確な記述は見られない。また明治期の大阪の産婆に関する研究に阿部奈緒美「明治期における大阪の産婆団体の成立と展開」¹⁸⁾があるが、明治初年から半ば過ぎの大阪の産婆制度についての詳細な記述はない。したがって管見によれば、大阪を含め三府に関しての当該期間の産婆制度史研究は、未だ十分とはいえない。

本研究では、大阪府で明治初年から度々出された産婆関係法規の内容の変化をたどり、医制の条項との比較の中で免許条件の推移等に着眼して、大阪の産婆制度の変遷から浮びあがる当時の産婆たちの状況について検討する。なお、本稿における「大阪」は、とくに補足がなければ「大阪府」を意味する。

1. 研究方法

明治期の大阪における産婆制度の変遷を明らかにするため、明治32年勅令産婆規則以前の明治期において大阪の産婆関係法規にどのようなものがあったかを調査した。その結果、明治8年から同25年までに下記のような法規が出されていたことが分かった。本研究では、これらを一次資料として論考を進めていく。なお明治25年産婆免許規則以降で、同32年勅令産婆規則以前の明治期における大阪の産婆関係法規は、いまのところ見出だせていない。

下記の各法規について、()内は各出典¹⁹⁾の表記にもとづくが旧字体は常用漢字とし、表題が付されていないものには、【】内に要旨を抜粋する。なお、年月日は各法規の公布年月日である。

- ・明治8年2月(地第十三号)【産婆営業ノモノハ其學術ヲ伝習スヘキ旨ヲ達ス】²⁰⁾
- ・明治8年4月7日(地三十一号)【府立病院ニ於テ産科伝習ヲ始ルニ付産婆営業ノ者ハ金曜日出席シテ聴講スヘキ旨ヲ達ス】²¹⁾
- ・明治8年4月8日(地三十二号)【産婆伝習ノ儀ハ四区市街並接近郡村ニ限ル旨ヲ達ス】²²⁾
- ・明治9年7月29日(地百二十三号)【産婆営

業ノ者産婦ニ於テ医師ノ診察ヲ受ルヲ拒ミ或ハ自家ノ薬劑ヲ投スル等ノ所業不相成旨ヲ達ス】²³⁾

- ・明治10年3月14日(地三十一号)²⁴⁾産婆営業ノ許可出願方²⁵⁾
- ・明治10年5月24日(百二十四号)産婆教授規則^{26,27)}
- ・明治11年4月25日(六十三号)【産婆開業規則ハ新ニ開業ノモノ而已ニ無之復業ノ者モ亦之ニ従フヘキ旨ヲ達ス】²⁸⁾
- ・明治11年8月20日(天百二十九号)産婆教導正則・同変則^{29,30)}
- ・明治11年8月20日(天百三十号)産婆教導受講生ノ募集^{31,32)}
- ・明治11年9月25日(天百四十六号)【産婆教導志願人寡少ニ付願出ノ期日十月二十日迄ヲ延期ス】³³⁾
- ・明治14年3月19日(甲第四十七号)³⁴⁾産婆営業試験³⁵⁾
- ・明治16年6月9日(甲二七)改正産婆規則³⁶⁾
- ・明治21年2月25日(大阪府令第十五号)【明治十六年「六月」当府甲第二十七号布達産婆規則左の通改正す】³⁷⁾
- ・明治21年2月25日(大阪府令第十六号)【産婆組合規定】³⁸⁾
- ・明治25年8月31日(大阪府令第四十七号)産婆免許規則³⁹⁾

このほか、大阪の免許別産婆数は『大阪府統計書』⁴⁰⁾、国から出された産婆関係法規については『医制百年史 資料編』⁴¹⁾等を参照する。

2. 医制と産婆免許制度

明治7年の医制の産婆に関する規定である第五十条から第五十二条は、以下のとおりである⁴²⁾。

第五十条 産婆ハ四十歳以上ニシテ婦人小児ノ解剖生理及ヒ病理ノ大意ニ通シ所就ノ産科医ヨリ出ス所ノ実験証書 産科医ノ眼前ニテ平産十人難産二人ヲ取扱ヒタルモノ ヲ所持スル者ヲ検シ免状ヲ与フ

(当分) 従来営業ノ産婆ハ其履歴ヲ質シテ
仮免状ヲ授ク但シ産婆ノ謝料モ第四十一
条⁴³⁾ニ同シ

(医制発行後凡十年ノ間)ニ産婆営業ヲ請
フ者ハ産科医 或ハ内外科医 ヨリ出ス所
ノ実験証書 本條ニ同シ ヲ検して免状ヲ
授ク若シ一地方ニ於テ産婆ノ業ヲ営ム者
ナキ時ハ実験証書ヲ所持セサル者ト雖モ医
務取締ノ見計ヲ以テ仮免状ヲ授クルコトア
ルヘシ

第五十一条 産婆ハ産科医或ハ内外科医ノ差
図ヲ受ルニ非サレハ妄ニ手ヲ下スヘカラス然
レトモ事実急迫ニシテ医ヲ請フノ暇ナキ時ハ
躬ラ之ヲ行フコトアルヘシ但シ産科器械ヲ用
フルヲ禁ス且ツ此時ハ第四十九条⁴⁴⁾ノ規則
ニ從ヒ其産婆ヨリ医務取締ニ届クヘシ

第五十二条 産婆ハ方薬ヲ与フルヲ許サス

上記条文をもとに、三府をはじめ全国の県は各
地の実情に応じた対応策を講じることになる。

なお明治32年の勅令産婆規則以前の産婆免許
は、内務省産婆免許すなわち本免状と各府県免許
すなわち仮免状のおおよそ2種に分けられる⁴⁵⁻⁴⁷⁾。
原則として、本免状は一定の期間産婆養成所等で
西洋医学の基礎等を学んで試験を受けた合格者を
府県から申請し、内務省によって付与される免許
であり⁴⁸⁾、仮免状は履歴の審査や簡単な試験に合
格した者が府県によって付与される免許であつた⁴⁹⁾。
高橋みや子によると、医制の布達を受けた
東京府は、明治9(1876)年に東京府病院産婆教
授所を設立して少数精鋭教育と速成教育の2種類
の教育を実施し、「内務省免状と地方庁仮免状と
2種類の免状を下付する施策を採ること」となり、
この制度は全国で採用されたという^{50,51)}。また、
内務省の産婆免許証交付に関する事務手続およ
び書式は、東京府との間でのやりとりを経て同10
(1877)年1月に成立している⁵²⁾。内務省免許の
第1号の交付年月日は明らかでないが、遅くとも
明治12(1879)年には交付が始まっている⁵³⁾。

3. 大阪の産婆関係法規の変遷

(1) 産婆教育の始まり

医制が出た翌年の明治8(1875)年、大阪では早
速、産婆教育が始まる。同年2月地第十三号に
よって、産婆営業者はその学術を修めなくてはな
らない旨の通達があり、同年4月地第三十一号に
より、産婆たちは大阪府病院で開講の「産科伝習」
の講義を受けることになるのである⁵⁴⁾。これは、
日本で最も早い時期の産婆教育の開始と考えられ
る⁵⁵⁾。ただし受講すべきとされたのは、市街四区
と近隣郡村に限られた(明治8年4月8日(地三
十二号))。同月から始められた講義⁵⁶⁾では、オ
ランダ人医師エルメレンス(Christian J. Ermerins)
の説明を高橋正純が口訳している⁵⁷⁾。その講義録
である『日講記聞 産科論』によれば、「婦人の
骨盤」の構造などの基礎的事項をはじめ、「産科
器械の用ひ法及び破産術の大概」まで幅広く伝授
されていた。明治9(1876)年7月、地百二十三
号「産婆営業ノ者産婦ニ於テ医師ノ診察ヲ受ルヲ
拒ミ或ハ自家ノ薬剤ヲ投スル等ノ所業不相成旨ヲ
達ス」が出される。当時、産婆が分娩への医師の
介入を嫌がり、また産婆自ら薬を出すことが少な
くなくなったことがうかがい知れる。同年10月
には、産科伝習の修業者175人に産婆営業鑑札が授
与された。これが、日本初の産婆免許である⁵⁸⁾。
またこの年、東京府病院で産婆教育が開始してい
る。明治10年以降、ドイツ・エーナ大学の産婦
人科教授シュルツェ(Bernhard. S. Schultze)の産
婆学の著書を翻訳した『朱氏産婆論』の東京府か
らの各府県等への寄贈とともに、産婆養成方法は
東京府の方式にならうことが多くなる⁵⁹⁾。

明治10(1877)年3月14日産婆営業者ノ許可出
願方(地三十一号)が市郡区戸長に向けて出され
る。明治8年(地三十二号)以来「市中接近外ノ
郡村ニ限り」産婆伝習に出席しなくてもよいとし
てきたが、従来営業の産婆は別紙のひな形にのっ
とって文書を作成し、同10年3月30日を期限と
して営業鑑札の付与を願い出なければならず、ま
た、市中はもちろん郡村でも新規に産婆営業を希
望する者は、同様の願い出が必要であったとした。

「産婆営業願」には「従前開業ノ者」と「新規開業ノ者」の2種類のひな形が示された。この通達が出されるまでは、遠方の産婆は大阪府病院での受講を免除され、鑑札がないままでも営業を続けられていたことが分かる。その約2か月後、同年5月24日には下記の「産婆教授規則」(百二十四号)が発せられる。

産婆営業ノ義ハ、是迄段々達ノ趣モ有之候処、自今新ニ開業ノ者ハ左ノ規則取設、当府病院ニ於テ毎金曜日ヲ以産科教授學術試験済ノ上、従前営業ノ産婆ニ随ヒ、分娩十人以上ヲ取扱ノ助手シタル証書ヲ相添、願出ル者ニ非ザレバ営業不差許候条、右営業ノ志シ有之者ハ、出席研究可致、此旨管内無洩相達候事

但、従前営業免許ノ者ト雖モ、研究志願ノ者ハ出席差許教授候事⁶⁰⁾

同規則により新規の産婆開業希望者が鑑札を受けるには、大阪府病院で毎週金曜日の午前中2時間の講義を6か月にわたって受講し、試験に合格することが必要になった。もし不合格であれば、「六ヶ月間教授ノ上、更ニ試験可致事」とされた。また午前9時半までに出席し、万一病気などで休む際は当日午前9時まで連絡せよ、と厳格である。同10年1月、先述のとおり内務省免許の書式が統一され、付与の手順が決定したため、東京府と並んで医制が達せられた大阪府も、その第五十条にあるような「婦人小児ノ解剖生理及ヒ病理ノ大意」を修得した新産婆を養成する姿勢を打ち出さないわけにはいなくなったことがうかがえる。しかし大阪市街から離れている者にとっては、交通手段が発達していない当時、開業産婆の助手をしながら大阪府病院に毎週通うことは実際のところかなり困難だったのではないだろうか。

(2) 明治11年の産婆教導正則・同変則

新規開業者のみならず復業者も産婆開業規則に従わなければならない旨の明治11(1878)年4月25日付六十三号が出されてから4か月足らず

の同年8月20日、従来の産婆教授規則を改正・変更する「産婆教導正則・同変則」(天百二十九号)⁶¹⁾が示される。「於大阪府病院教授試験ノ上営業許可候条」つまり、大阪府病院で教授し試験の上で営業を許可するということは正則・変則ともに共通しているが、1年半の修業期間を課す正則は「卒業証書」、修業期間が半年である変則は「試験証書」を添えて営業を願い出るべしとして、産婆営業免状申請の方式は異なる。また、正則の入学志願者の資格が「二十歳以上三十歳以下ノ婦人」で経験は問わないが「書算一通り心得タルモノニ限ル」と読み書き算盤の基礎学力が求められたのに対し、変則は「三十歳以上四十歳以下ノ者ニシテ、従前免許ノ産婆ニ従ヒ分娩十人以上助手シタルモノニ限ルベシ」と正則より高い年齢層で性別規定はなく、免許産婆の助手経験者に限定されている。さらに、「最変則教授ハ向後五年ヲ限り候義ニ付、該年限中可成勉強シ、漸次正則ニ進歩候様可致、此旨管内無洩相達候事」とあり、短期養成コースである変則は5年間限定の特例的措置だった。この「正則・変則」では、教授課目の詳細な項目が明記されていることが注目される。とくに正則の内容は、先述の『朱氏産婆論』の目次とほぼ一致しており⁶²⁾、大阪でも産婆教育の教科書として同書が採用されたと考えられる。正則・変則でそれぞれ与えられる免状の種類は、明記されていないが、正則の養成期間が1年半であること、入学志願者の制限年齢、識字・計算の基礎学力が求められるなど東京府の内務省免許産婆養成の方式⁶³⁾と類似しており、正則が本免状産婆の養成を目的とするものだったことは確かだろう。正則の第四条には「就中抜群勉強習熟セン者ハ産婆師範ニ選挙シ、相当給与スルコトモアルベシ」とあり、エリート産婆の養成、とりわけ後進の指導者にもなり得る産婆の育成への期待が込められた規則であった。

一方、明治11年8月20日天百三十号として、10月1日開講の講義の受講志願者は9月20日までに大阪府病院へ願書を提出するよう「産婆教導受講生ノ募集」が出されている⁶⁴⁾。したがって上記同11年の天百二十九号にもとづいた産婆養成

が順調に行われていれば、同13年の春には1年半の教育を受け卒業証書をもって本免状を得た産婆が誕生しているはずである。しかし同11年9月25日天第百四十六号で、「産婆教導志願人寡少ニ付願出ノ期日十月二十日迄ヲ延期ス」とした。さらには同14(1881)年3月19日「産婆営業試験」(甲第四十七号)で、以下の様に方針の転換といえる法規が示される。

明治十一年八月天第百廿九号ヲ以テ、産婆教則布達及ビ置候処、今般詮議ノ次第有之、当分ノ内該業出願ノ者ハ、府立大阪病院ニ於テ試験ノ上、及第ノ者ニ限り営業差許候条、此旨布達候事⁶⁵⁾

明治11年の産婆教導正則・同変則(天百二十九号)によって内務省免許産婆の養成に本腰で乗り出したものの、かえって免許を取得しにくくなるという不都合が生じ、意図していたような成果がみられぬまま頓挫せざるを得なかったことがうかがえる。大阪府での内務省免許産婆の誕生は、後述のように明治17(1884)年まで待たなければならなかったのである。

(3) 明治16年の改正産婆規則

明治16(1883)年6月9日の「改正産婆規則」(甲二七)は全9条で構成されており、産婆への罰則などを規定した大阪府における初の産婆取締規則といえるものである。同規則は同年7月1日から施行され、同11年8月以降の産婆関係法規類は、同日から全て廃止されることとなった。第一条は内務省免許、第二条は当府の免許と明確に2種類の免許を分けて産婆の新規開業に関する規定を示している。いずれかの免許状を持っていない者の管内での営業を許可しないとし、無免許産婆や他府県免許所持者の大阪府内での長期営業の禁止を明記している。第六条には、産婆の遵守すべきことが7項目ある。その内容は、ひな形どおりの門標の掲出、1か月の出産取り扱い記録を毎月各町村衛生委員へ提出すること、廃業・転居など異動が生じた際の免許に関する届け出等につい

てである。また第七条の6項目からなる産婆の禁止事項では、その最初に産科器械の使用が挙げられている。明治11年の産婆教導正則・同変則の「医師ノ指揮ヲ不受シテ」器械を使用してはならないという条件付きの禁止から、全面的禁止へと変化している。さらに、医師の指示なしに妄りに手術をなすこと、投薬や処方など医師と紛らわしいような行為、無免許産婆に分娩を任せることなどが列記される。そして締めくくりの第九条では、この規則の違反者及び産婆業に関して刑に処された者は、営業停止や禁止となることがあるとする。

なおこの規則の第三条では、25歳未満の者と墮胎の罪で刑に処された者は産婆になれないとしている。明治期の墮胎罪は、明治13(1880)年の刑法で成立し、「医師穩婆薬商」の墮胎幫助も刑罰の対象となっていた⁶⁶⁾。また第一条で内務省免許希望者は開業試験願書に修学履歴書と産科あるいは内外科医師の授業証書を添えて出願することとし、「一 産科ニ緊要ナル解剖学及生理学ノ大要」「二 産科技術並ニ妊婦・初生児処置の大要」を試験科目としている。一方、第二条の当府の免許希望者の規定には、免許願書に「左項ニ適スル修業履歴書」、授業医師及び産婆の保証書を添えて出願することとある。「左項」とは「一 産婆術及初生児摂養法大要ヲ修熟シタルコト」「二 満一ヶ年以上産婆ニ就キ産婦ヲ修熟シタルコト」の2つを指す。ほかに大阪府免許を得るための必要書類はあげられておらず、仮免状はとくに試験を受けずに取得できたということになる。

図1に示すとおり、大阪府における本免状取得産婆は明治16(1883)年まで不在であったが、先に触れたように明治17(1884)年には大阪四区内で3人、隣接の西成郡で1人、計4人の本免状産婆が初めて誕生している。本免状産婆数は翌18年も4人と変化がないが、明治19年5人、同20年8人とわずかずつ増えている。なお大阪府の仮免状産婆数については、明治15年1,223人、同16年1,663人、同17年1,794人である。試験対策のため一定の学習期間を要する本免状産婆が明治17年に出現し、同16年には本免状より取得が容

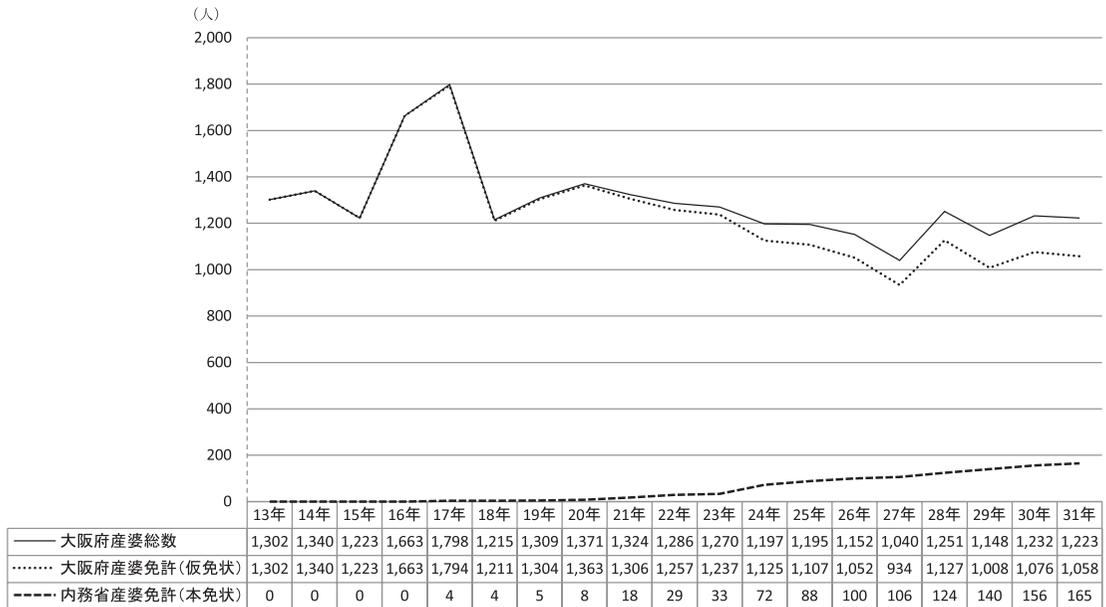


図1 明治13-31年における大阪の免許別産婆数

『大阪府統計書』(明治14-17年, 同21-31年. 国立国会図書館蔵)をもとに作成. 同13・14年は同15年の, 同18-20年は同21年の統計表にもとづく. 同17年は筆者の検算で同年統計表記載の大阪府産婆数1,794人を1,798人に, 大阪府免許産婆数1,790人を1,794人にそれぞれ訂正. 同18・19年は同20年の奈良県設置による大阪府からの大和15郡離脱後の府域に限った産婆数となっている可能性が高い. 同30年の内務省免許産婆数は, 筆者の検算により同年統計表記載の165人を156人に訂正した.

易な仮免状産婆の総数が一気に400人以上増加したのは, 府当局が無免許産婆の営業を禁じ, 取締りの姿勢を示した同16年6月の改正産婆規則の効果なのではないだろうか. 蒲原宏は新潟県での明治18年からの仮免状産婆の激増について, 「富国強兵」を理由に挙げている⁶⁷⁾が, 明治7年医制第五十条の「凡十年」という経過措置年限に及んでいたことも, 駆け込みでの仮免状取得者大幅増につながったとみることができる. なお大阪における明治18年の仮免状産婆前年比579人の減少については, 同20年に大和15郡が大阪府から離脱したことにより, 参照した同21年の『大阪府統計書』⁶⁸⁾ではそれを反映した府域で同17-20年の大阪府産婆数を記載したためと考えられる⁶⁹⁾.

(4) 明治21年の産婆規則改正

明治21(1888)年2月25日付大阪府令第十五号をもって, 明治16年の産婆規則が改正される. この改正規則とそれ以前の規則との主な違いは,

まず新たな仮免状取得に関する規定が見られないことである⁷⁰⁾. 図1のように, この年の大阪府免許の産婆数は前年比57人減の1,306人で, その後も明治27年までは漸減しており, この府令第十五号から, 仮免状の発行は行われなくなったものと考えられる. 一方, 内務省免許産婆数は, 明治21年には18人と前年比10人増となり, 以後も徐々に増加する. 明治20(1887)年に大阪初の私立産婆養成所として, 医師・松山耕造が大阪産婆学校を創設しており⁷¹⁾, 同校で学んだ者が合格者に含まれていたとも考えられる. また翌21(1888)年には, やはり私立の浪花産婆学校が開校している⁷²⁾. ようやく産婆養成の環境が整いつつはあったが, 「当時之(松山の産婆学校: 筆者注)ニ入ルモノハ概ネ無学文盲ノ徒ニシテ」⁷³⁾という状態であり, 大阪での内務省免許産婆の大幅な増加への展望はまだ開けていなかったといえるだろう.

明治21年府令第十五号では, 新規の開業試験

受験希望者は、医師か産婆のもとで10人以上の分娩の助手をしたという保証書の提出が必要となっており、また、出願資格年齢の規定がなくなっている。なお、禁止事項では「医師の指示に従ひ幫助をなすの外妄りに産科器械を使用又は手術を施すこと」と、産科器械使用については再び条件付きの禁止となっている。

この府令第十五号に加え、同日付大阪府令第十六号として、大阪府では初めて産婆組合の規定が設けられる。「府下に於て産婆術開業のものは左の事項を標準とし組合を定め規約を設け当府の認可を得て履行すべし」とし、「學術の進歩を図り風儀を矯正すること」「妊婦及生産死産の数を明かにすること」「各組合内に講習所を設けること」等が定められた。この年、大阪では、全国の産婆団体の嚆矢とされる大阪産婆組合が設立されている⁷⁴。

(5) 明治25年の産婆免許規則

明治25(1892)年8月31日大阪府令第四十七号により、明治21年の府令第十五号が改正され、同十六号の組合に関する規定は新たな規則に組み込まれる形で廃止となる。この「産婆免許規則」では、第一条に「産婆ハ試験ヲ受ケ内務省ノ営業免状ヲ得タル者ニアラサレハ管内ニ於テ開業スルヲ得ス」とあり、それ以前に比べ内務省免許産婆を増やす意向がはっきりと打ち出されている。しかし第一条の但し書きで、産婆に乏しい地区に限って「当府ノ営業免状」を与える場合があると、附則では「本則施行以前ニ於テ当府ヨリ産婆営業免状ヲ受タルモノハ仍ホ其効ヲ有ス」として、「例外的に」という姿勢は見せながらも、従来の仮免状産婆の営業を認めている。また、同規則では、第十三条に「産婆ニ於テ母体及胎兒ニ異状アリト認ムルトキハ産家ニ勸メテ医師ヲ招カシメ其指揮ヲ受クヘシ」とある。明治9(1876)年地百二十三号で産家への医師の来診を産婆は拒否してはならない旨の布令はあったが、「異常分娩の際には医師を召喚せよ」という医師の分娩への参入を促すような条項はそれまでの法規にはみられなかったものである。

明治16(1883)年に「医師免許規則」(太布告三五)、新たな「医術開業試験規則」(太布達三四)が制定されて以降、医師免許制度が確立する中で従来開業以外の大学卒や試験及第の医師が徐々に増えていた⁷⁵。同25年の大阪府では内外科医だけで1,602人⁷⁶で、同年の大阪府の産婆総数1,195人を上回っている。医師がこの頃には、分娩の場に影響力を及ぼしつつあったことをうかがわせる。産婦人科医・緒方正清が欧州留学から帰国し、彼の地と引き比べて日本の産婆の後進性を嘆き、直ちに助産婦教育所を設立し晩年まで尽力する産婆改良事業に着手したのも、明治25年のことであった⁷⁷。

4. 考察

既述のとおり、明治7年の医制から明治32年の勅令産婆規則前までは、医制の趣旨を踏まえながら、各府県はそれぞれの実情に合わせた産婆関係法規を設けて運用することとなった。文部省医務局長として医制の立案に関わった長与専斎は、欧米にならった医制を設けても、我が国では直ちに実施される状況にないが、「文明の制度に則りてこれを定め、まず帰着するところあるを天下に示し、しかして施行の實際の如きは、急がず迫らず多少の余地を与えてその成功を永遠に期することとすべし。」⁷⁸と、明治7年の医制は達成目標を示す指針であることを、自伝『松香私志』に記している。医制の産婆規定である第五十条から第五十二条の要旨は、表1のとおりである。これら要旨は大まかに、免状に関する条件と禁止事項の2つに分けられる。医制の産婆規定の主なねらいは、旧来のトリアゲババを脱して、西洋医学の基礎を身につけ免許を得た「新産婆」への転換を徐々に図ることであったといえるだろう。

以下(1)~(5)で、これまでの調査内容を踏まえ、大阪において医制の趣旨がどの程度尊重され、またどのようなズレがあったのかを検討していく。

(1) 免許の種別

まず産婆免許の種別の推移についてみていく。

表1 医制第五十条～五十二条の要旨

第五十条	<p>【免状の条件】</p> <p>a) 40歳以上。 b) 婦人小児の解剖生理及び病理の大意に通じていること。 c) 産科医の出す実験証書（産科医の眼前で平産10人・難産2人を取り扱った証書）。</p> <p>【仮免状の条件・経過措置】</p> <p>d) 当分の間、従来営業の産婆には履歴をただしたうえで仮免状を授けること。但し、謝礼は医制第四十一条と同じであること。 e) 医制発布後約10年間に、新たに産婆営業をしようとする者には、産科医か内外科医の出す実験証書（上記とc）同じ）を検して免状を授けること。 f) 医制発布後約10年間に、産婆のいない一小地方では実験証書（上記とc）同じ）がなくても、医務取締の見計らいで仮免状を授けること。</p>
第五十一条	<p>【禁止事項と義務】</p> <p>g) 産婆は、産科医か内外科医の指示なく妄りに手を下してはならないこと。 h) g) を前提とするが、急迫の場合はその限りではなく、但し産科器械の使用を禁ずること。 i) h) の時は医制第四十九条に従って、産婆が医務取締に届け出ること。</p>
第五十二条	<p>【禁止事項】</p> <p>j) 産婆が薬を与えること。</p>

厚生省医務局。医制百年史 資料編。東京：ぎょうせい；1976。pp.41-42をもとに筆者作成。

表2のとおり、産婆免許について医制では「免状」「仮免状」と表記されている。内務省免許と地方庁免許の種別は明治10年（1877）年1月までには東京府で方式が決まり、以後、他府県に広まった⁷⁹⁾。大阪では、同年3月「産婆営業者ノ許可出願方」の営業願書ひな形は「新規」と「従前」に分かれているが免許の名称は見られず、同年5月の「産婆教授規則」でも同様に免許種別の明示はない。翌11（1878）年の「産婆教導正則・同変則」にも免許種別は記されていないが、正則では1年半の産科教授、成績優秀者は師範に登用する可能性があることを明記するなど、内務省免許産婆を養成する意図がうかがえた。しかし同14（1881）年の「産婆営業試験」の布告でもなお、免許種別の言及はない。「内務省免許」と「大阪府免許」の種別が大阪府の産婆関係法規に初めてはっきり現れたのは、明治16（1883）年「改正産婆規則」であった。

『大阪府統計書』の産婆免許種別表記を確認すると、同19年に出された同15年の統計書で「本免状／仮免状」の区別が初めて見られ、同16・17年版でも「本免状／仮免状」となっている。同書明治21年版に記載の明治18-21年の表記は「内務省免状／大阪府免状」、同22-25・27-31年は

「内務省免許／大阪府免許」とある。同26年は「内務省免許／大阪府免許／大阪府仮免状」となっているが、このうち「大阪府仮免状」は明治25年産婆免許規則第一條の但書きにある限地開業産婆への「当府ノ営業免状」を指し、大阪府免許に含められると考える。以上から大阪では、明治15年までに医制の趣旨を踏まえた2種類の免許付与の実施が図られてはいたが⁸⁰⁾、法規上で内務省免許（本免状）と大阪府免許（仮免状）の明確な区別がなされたのは同16年改正産婆規則であり、以後同32（1899）年の勅令産婆規則施行前まで上記2種の産婆免許が交付されたといえるだろう。

(2) 年齢条件

次に「年齢条件」であるが、これは明らかに医制から逸脱している。表2のように、医制の40歳以上という規定に沿う法規は、大阪では一度も見られない。明治12年には、内務省免許は全国的には10人以上に交付されていた。医制が達せられた三府に含まれながら、同16年まで内務省免許産婆数はゼロでありその後もなかなか大幅な伸びを見ない大阪としては、40歳以上という年齢規定は産婆開業者を過度に限定することになり、実情に合わないという判断があった可能性が

表2 明治期の大阪の主な産婆関係法規における免許種別・条件と産婆数

	免許の種別	年齢条件	年齢以外の免許条件	産婆数		
				内務省 免許	大阪府 免許	府下 総数
明治7年8月18日 医制	「免状」「仮免状」	40歳以上	西洋医学の基礎知識と産科医の実験証書（平産10人難産2人助手）で免状。今後約10年産科医又は内外科医の実験証書で免状、限地開業仮免状あり。当分、従来開業者に履歴質し仮免状。	-	-	-
明治10年3月14日 産婆営業者ノ許可出願方	なし	なし	産婆営業希望なら新規開業者も従前開業者も本月30日までに営業願書提出。	-	-	-
明治10年5月24日 産婆教授規則	なし	なし	新規開業希望者は大阪府病院で毎金曜2時間6か月「産科教授学術試験済」の上、従来開業産婆のもと10人以上の分娩助手経験証書。	-	-	-
明治11年8月20日 産婆教導正則・同変則	明記はないが正則は本免状の可能性大。	正則20-30歳 変則30-40歳	正則は婦人、日祭日以外毎日2時間1年半受講・教科試験及第で卒業証書。変則は従来開業産婆のもと10人以上分娩助手経験者のみ受講可、日祭日以外毎日2時間6か月受講・教科試験済証書、5年限定実施。	-	-	186
明治14年3月19日 産婆営業試験	なし	なし	当分、産婆営業出願者は大阪府病院での試験及第者限定。	0	1,340	1,340
明治16年6月9日 改正産婆規則	「内務省ノ免許」 「当府ノ免許」	25歳未満不可	内務省免許は修学履歴書・医師の授業証書・試験合格。大阪府免許は産婆術等の大要修熟と満1年以上助手経験の修業履歴書、授業医師又は産婆の保証書。無免許者・墮胎罪の受刑者は営業不可。	0	1,163	1,663
明治21年2月25日 産婆規則改正	「内務省免許」 「当府免許」 大阪府免許の新規取得方法の明示なし。	なし	新規開業希望者は修学履歴書・医師の授業証・医師又は産婆のもと10人以上分娩助手経験の保証書・試験合格。従来開業者で内務省免許取得希望者は修学履歴書・医師の授業証・試験合格。無免許者・墮胎罪の受刑者は営業不可。	18	1,306	1,324
明治25年8月31日 産婆免許規則	「内務省ノ営業免状」 「当府ノ免状（限地開業含む）」	なし	内務省免許は修学履歴書・医師又は内務省免許産婆又は認可養成所等の授業証、医師又は産婆のもと5回以上分娩助手経験の保証書・試験合格。大阪府免状取得者で内務省免許取得希望者は履歴書・授業証・免状写・試験合格。産婆業に関する犯罪・不正行為者は受験不可あり。内務省免許取得者以外は管内営業不可。但し従来開業者と限地開業者は営業可。	88	1,107	1,195
明治32年7月19日 勅令産婆規則	「試験合格」「従来開業（従前の内務省免許と地方庁免許）」 「限地開業」	満20歳以上	女子。1年以上の産婆学術修業・試験合格。産婆名簿登録者のみ営業可。附則に本令施行以前に内務省又は地方庁免許産婆は6か月以内に地方長官に願ひ出れば産婆名簿登録可、5年以内は限地開業者認可可能だが産婆名簿登録不可。	-	-	-

本稿の一次資料・参考文献をもとに筆者作成。網掛けは免許条件を含む大阪の主な産婆関係法規。明治11年産婆数は総数のみ*。それ以前の大阪府の産婆数は不明。

なお明治初年の府領域は変動が多い。明治14年に堺県（奈良県域含む）が編入するまで大阪府域は旧大坂三郷と東成・西成・住吉郡等に留まり、明治20年に大阪府から奈良県が独立した**。

* 衛生局第四次年報（明治11年7月-同12年6月）。p.71 ** 小山仁示・芝村篤樹。大阪府の百年。東京：山川出版社；1991。p.25-27による。

ある。同11年には正則で20-30歳・変則で30-40歳、同16年には25歳未満は産婆になれないという規定が示されるが、同21年の産婆規則改正以降約10年にわたって年齢条件はなくなる。これによりトリアゲババとはかけ離れた、出産経験のない少女の内務省免許産婆も存在することとなった。たとえば明治から昭和にかけて大阪で活躍し全国的にも著名だった産婆・三宅コタミは、明治27(1894)年に満14歳で内務省産婆免許を取得しほどなく開業している⁸¹⁾。

(3) 年齢以外の免許条件

「年齢以外の免許条件」(表2)は多様であるが、明治10年5月産婆教授規則以降、新規開業希望者を中心に、試験合格のみならず、一定期間の修学や修学履歴等が、同14年「産婆営業試験」の布告以外の主な法規で課されている。これは解剖学や生理学等の西洋医学の基礎知識を免許取得の要件とした医制の条項を踏襲している。また、医制にあった分娩取扱いの経験については、同11年の産婆教導正則で見られなくなり、同21年府令第十五号からは復活している。臨床経験に乏しく知識に偏った産婆が実践では役に立たないことが、内務省免許産婆が増えつつある中で認識されてきたことの表れではないだろうか。緒方正清は、明治29(1897)年になってもなお、日本の産婆教育が養成方針を誤り、「実地の演習に不馴」で無用に高尚な産科学を教えられた産科医とも助産婦ともつかない中途半端な「一種奇体なともがら」といえる者が往々にして見受けられる⁸²⁾と慨嘆しているが、それより8年前の明治21年頃の内務省免許産婆養成教育の不備のほどは推して知るべしである。

なお、医制に明記がない性別の規定については、明治11年産婆教導正則に「婦人」とされているのみで、他の法規には見られない。

(4) 禁止・遵守事項と刑罰規定

明治期の大阪の産婆関係法規における禁止事項と遵守事項、刑罰規定の有無について表3にまとめた。禁止事項には、医師の職分と関連する内容

が少なくない。医制でも示された投棄、医師の指示のない場合に「手ヲ下ス」ことは、大阪でも繰り返して禁じられている。また、産婆の産科器械の使用については、表3のとおり、明治16年改正産婆規則以外は医師の指示のない場合という条件付きの禁止である。産家への医師の来診については、明治9年地百二十三号で拒んではいない旨の達があったが、その後は、同25年産婆免許規則で異常産の時に医師を招くべしという遵守事項が設けられるまで見られなかった。なお、禁止・遵守事項以外の医師の産婆への関与については、次項4(5)でやや詳しく述べる。

同16年の改正産婆規則以降、禁止事項が多くなり、産婆業者の定形門標掲出や各種届出等の遵守事項も細かく定められていく。これは、産婆が社会的にどのような存在であるかが明確になる過程を示すものであったといえる。また同16年2月に、警視庁で内務省衛生事務諮問会が開催されて従来の衛生行政の見直しが図られ⁸³⁾、衛生行政における警察の影響力が強まっていき、その結果、同19年には衛生事務が警察の管轄下に置かれた⁸⁴⁾。その影響が、大阪の産婆関係法規にも及んだ可能性がある。無免許者を排除する志向、刑法に定められた墮胎罪等産婆業務に関する罪を犯した者の営業停止や禁止等の条項が現れるのも、同規則以降なのである。免許産婆が定着していくに従い、無免許の助産者を区別し異端視する傾向が強まり、当局が法規に則った業務の遂行を重視し始めた表れといえるだろう。

明治32年の勅令産婆規則は、まず第一条で産婆名簿登録を義務づけ、全二十条のうち第四条から第十七条にかけて名簿登録要件を含めた不適格条項や禁止事項、罰金・過料の処分等が列挙されており⁸⁵⁾、全国的な産婆の取締りおよび管理を強く意図した規則であることが感じられる。それを先取りするように、とくに明治21年以降の大阪の規則には同勅令の禁止・遵守事項の多くが折り込み済みであった。また同21年府令第十五号には、刑法第四百二十六条の違警罪での拘留・科料⁸⁶⁾、同25年産婆免許規則には条項違反者への科料規定が加わる。明治21年から、大阪では組

表3 明治期の大阪の産婆関係法規における営業者に関する禁止事項等の有無

	明治7年 医制	明治9年 地第百二十三号	明治11年 産婆教導正則・同変則	明治16年 改正産婆規則	明治21年 産婆規則改正	明治25年 産婆免許規則	明治32年 勅令産婆規則
禁止	医師の指示なく手を下すこと・手術 (医師の指示なく)産科器械使用	○			○	○	○
	投票・処方指示	○	○	○*	○	○	○
	産家への医師の来診拒否		○				
	食餌の適否等の唱道				○		
	無免許者の営業				○		○
	無免許者(産婆名簿未登録者)に分娩介助委任				○	○	○
	免許状の貸与・譲渡					○	○
	限地開業者の他地区での営業					○	
	内務省免許産婆以外の者の営業(特例あり)						
	業務関係犯罪(墮胎補助等)・不正行為者の営業					○	○
	産婆名簿未登録者(限地開業免許者以外)の営業					○	○
	ひな形準拠の門標掲出				○	○	
	1か月の分娩取扱い数(生産・流産)作表し提出				○		
内務省免許産婆の転籍・寄留開業時届出				○	○		
異動時届出・免許書換え、廃業時等免許返納				○	○	○	
届書等に戸長・区長等奥書・郡区役所経由提出				○	○	○	
組合への加入					○		
母子異常時に医師招き指示を受けること					○	○	
刑罰	条項違反者に刑法四百二十六号の拘留・科料刑				○	○	○
	条項違反者に科料					○	○

各法規から筆者作成。類似した内容の条項は一項目にまとめている。網掛けは禁止事項等を条項に含む大阪の産婆関係法規。
*明治16年改正産婆規則では、産婆の産科器械使用は全面的に禁止。

合加入による産婆たちの統制も進められるのである。

(5) 医師の関与

禁止事項にない医師の産婆への関与については、医制から一貫して産婆志願者や従来開業産婆を教導し審査する側に医師は立っていることが挙げられる。それに加えて明治25年産婆免許規則では遵守事項として、母子いずれかに異常を認めたら医師を招くべしと明記される。先に触れた産科器械は医師の指示がなければ産婆は使用できないとした規定が多く見られたこととあわせて、分娩における医師の存在が強調されるほどに、医師と産婆の境界および分業の意識化を促すべき状況ができてきていたのであろう。府立大阪医学校では、校長の吉田顯三が同14年から産婦人科学の講義を始めている⁸⁷⁾。大阪では、同25年頃には異常分娩の際に駆け付けて対処することが可能な、西洋医学の産婦人科学を修めた医師が輩出されてきていたのではないだろうか。この年の大阪の産科医数は不明であるが、内外科の医学士は7人・試験卒業は508人である⁸⁸⁾。

その一方で内務省免許産婆数は、同25年の時点で大阪府免許産婆の1割に満たない88人に留まっていた(表2)。明治期における大阪の産婆養成は、当初の営業鑑札付与への動きは他府県に先駆けていたものの、医制の目指す学識のある免許産婆を増やすことについては、府の目論見が外れて応募者がなかなか集まらず、規則の変更をみたほどであった。明治期半ばにおいても文盲に近い者が多かったという産婆学校の生徒にとっては、西洋医学の知識を修得して試験に合格することは容易ならぬことであった。また、従来の慣習あるいは実地訓練方式からの意識の転換が簡単でなかったこともあるだろう。そのような状況の中、緒方正清が約4年の欧州留学から明治25年に帰国し、大阪を拠点に産婦人科医として手腕を発揮するとともに、産婆育成・産婆改良事業を開始し、大正期前半にかけて日本の産婆養成を牽引することになる。大阪での内務省免許産婆養成がようやく軌道に乗り始めるのは、緒方正清の帰朝

後、間もなくのことであった⁸⁹⁾。

おわりに

これまでの各産婆関係法規の内容の検討及び考察から、医制布達の明治7年から勅令産婆規則公布の明治32年までの期間の大阪の産婆制度において、医制の趣旨がどの程度くみ取られ、またどのようなズレがあったのかを以下に整理する。

- ①医制では近代医学の基礎を身に付け実践力もある免許産婆の輩出を目指したが、そうした素養を備えた内務省免許(本免状)産婆は、容易に増加しなかった。
- ②医制の40歳以上という年齢規定には、ならなかった。
- ③明治16年改正産婆規則以降の大阪の産婆関係法規は、医制と比べて禁止・遵守事項が増え、取締り色が強まって、勅令産婆規則を先取りするようなものとなった。
- ④医制では産婆免許取得に医師による実験証書が必要であることや、産婆が手を下す場合に医師の指示が必要であることが示されたが、大阪の明治25年産婆免許規則ではさらに、異常産の場合の医師の招聘が明記され、分娩の場合の医師の関与の強化傾向がうかがわれた。
- ⑤産婆資格要件で女性に限定する規定があったのは、明治11年産婆教導正則のみで、他の法規は性別規定が明示されていない医制を踏襲していた。

これらのほかの異同として、医制にはあった謝礼についての表記が、大阪の産婆関係法規にはなかった。

明治7年の医制布達以降、大阪においては、医制の趣旨に沿うような西洋医学の基礎を身に付けた免許産婆の輩出が目指されながら、当初約10年間はほとんど進捗がみられず、明治10年代後半からの統制強化によって徐々に内務省免許(本免状)取得産婆が増加するようになった。明治初年までの慣習的な産婆のあり方は、医制布達の三

府に含まれた大阪においてですら、容易には変えられなかったことがうかがわれた。以上から、医制から勅令産婆規則制定までの明治期の四半世紀間は、大阪の産婆営業者およびその志願者が、混沌から秩序へと誘導されていく模索と移行の時期であったことが明らかになった。拙稿「明治期における大阪の産婆団体の成立と展開」(2017)の執筆時、明治32年勅令産婆規則以前の大阪の産婆関係法規に関するまとまった文献を見出だせず、懸案となっていたが、その後、それらの法規を掘り起し、本研究につなげることができた。本稿は、日本の近代産婆史の初期の状況に関する基礎的史実を明らかにするものとなったと考える。大阪の産婆制度史の他道府県との比較検討、および日本の近代国家制度確立への流れの中での位置づけについての考察は、今後の課題としたい。

なお、本稿4.考察(4)で取りあげた産婆の産科器械の使用については、医制で禁止されたとする先行研究が少なくない⁹⁰⁾が、医制第五十一条は「医師の指示があれば」という条件付きで、産婆による産科器械の使用が可能とすることを示唆する内容であるとも理解できると、筆者は考える。条件付き使用が認められると解釈できたからこそ、大阪では明治16年改正産婆規則で全面禁止だった以外は、医師の指示がない場合には産婆の産科器械使用を禁ずるという規定が、勅令産婆規則制定まで続いたといえるのではないだろうか。法文の文言の解釈には幅があり、その時の実情、運用者のねらい等によっても影響を受ける⁹¹⁾。また、医制第五十一条は、「手ヲ下ス」が具体的にどのような行為を指すのかを含め、表現に曖昧な部分がある条文といえることから、解釈が分かれるのはやむを得ないかもしれない。産科器械の使用の規定は、産婆の業務範囲に関わる重要な事柄であり、医制がどのように産婆の産科器械の使用を規制するものであったかについては、さらに慎重な検討が必要であると考えられる。

謝 辞

本研究の調査および論文執筆にあたり、緒方正清の御台孫・緒方正名さん、三宅コタミの御台

孫・三宅零子さん、緒方洪庵記念財団の川上潤さん、立命館大学の二宮周平教授にご協力をいただきました。御礼を申し上げます。

参考文献および注

- 1) 杉立義一. お産の歴史. 東京: 集英社; 2002. p.187 など
- 2) 大阪府衛生課. 自明治初年至同十四年六月 大阪府衛生課第一次年報(明治十八年緒言). p.82 近代都市の衛生環境(大阪編)20 衛生・保健①. 東京: 近現代資料刊行会; 2007. p.110
- 3) 厚生省医務局. 医制百年史 資料編. 東京: ぎょうせい; 1976. p.20 明治元年十二月二十四日行政官布達「近來産婆之者共売薬之世話又は墮胎之取扱等致し候者有之由相聞へ以之外之事に候元來産婆は人之性命にも相拘り難き職業に付仮令衆人之頼を受無余儀次第有之候共決して右等之取扱致間敷管に候以來萬一右様之所業於有之は御取札之上屹度御答可有之候間為心得兼て相違候事」.
- 4) 厚生省医務局. 日本看護制度史年表. 厚生省医務局; 1960. p.5 また、厚生省医務局. 医制百年史記述編. 東京: ぎょうせい; 1976. p.91にも同様の主旨の記述がある.
- 5) 蒲原宏. 新潟県助産婦看護婦保健婦史. 新潟: 新潟県助産婦看護婦保健婦史刊行委員会; 1967. p.19-105
- 6) 高橋みや子. 明治期の宮城県における産婆の制度の変遷—「医制」以降「産婆規則」制定まで— 第12回 看護総合(2) 1981: 11-14
- 7) 高橋みや子. 山形県における近代産婆制度成立過程に関する研究—明治三十二年までの産婆規則類の制定を中心に—. 日本医史学雑誌 2001; 47(4): 697-755
- 8) 小川景子. 明治期神奈川県における産婆制度の成立過程. 国際医療福祉大学紀要 2002; 7: 55-63
- 9) 小川景子. 明治期栃木県における産婆の規則—産婆規則成立まで—. 東海大学医療技術短期大学総合看護研究施設論文集 2005; 15: 85-91
- 10) 宇佐美英機. 明治期の産婆規則—滋賀県の事例—. 社会科学 1990; 45: 1-43
- 11) 高橋みや子. 東京府病院産婆教授所の設立とその特質(第1報)—東京府病院産婆教授所設立企画の初期の段階—. 第13回看護総合 1982; 117-120
- 12) 高橋みや子. 東京府病院産婆教授所の設立とその特質(第2報)—従来営業者の教育・試験(その1)—. 第14回看護総合 1983; 244-247
- 13) 高橋みや子. 東京府病院産婆教授所の設立とその特質(第3報)—従来営業者の教育と試験—. 第19回看護総合 1988; 102-105

- 14) 高橋みや子. 東京府病院産婆教授所の設立とその特質(第4報)—新規開業者の試験と免状下付—. 第20回看護総合1989; 150-153
- 15) 高橋みや子. 東京府病院産婆教授所の設立とその特質(第5報)—長谷川泰の「上申」にみる本免状産婆教育の構想と布達の際の修正—. 第21回看護総合1990; 69-72
- 16) 高橋みや子. 東京府病院産婆教授所の設立とその特質(第6報)—産婆教育開始の布達後の産婆教授課目をめぐる動き—. 第22回看護総合1991; 172-175
- 17) 松岡知子・岩脇陽子. 京都府立医科大学における産婆教育の黎明期—明治時代の京都における産婆教育の変遷を踏まえて—. 京府医大誌2010; 119(2): 75-82
- 18) 阿部奈緒美. 明治期における大阪の産婆団体の成立と展開. 人間文化研究科年報2017; 32: 99-117
- 19) 複数ある場合, 原本により近いと考える文献.
- 20) 文献2) 史料 p. 82 掲載書 p. 110
- 21) 文献2) 史料 p. 82 掲載書 p. 110
- 22) 文献2) 史料 p. 82 掲載書 p. 110
- 23) 文献2) 史料 p. 82 掲載書 p. 110
- 24) 文献2) 史料 p. 82 掲載書 p. 110
- 25) 大阪府史編集室. 大阪府布令集 二 明治七年至十二年. 大阪府; 1971. p. 497-498
- 26) 文献2) 史料 p. 82-83 掲載書 p. 110-111
- 27) 文献25) p. 516-517
- 28) 文献2) 史料 p. 83 掲載書 p. 111
- 29) 文献2) 史料 p. 83 掲載書 p. 111
- 30) 文献25) p. 699-703
- 31) 文献2) 史料 p. 83 掲載書 p. 111
- 32) 文献25) p. 703
- 33) 文献2) 史料 p. 83 掲載書 p. 111
- 34) 文献2) 史料 p. 83 掲載書 p. 111
- 35) 大阪府史編集室. 大阪府布令集 三 明治十三年至十六年. 大阪府; 1971. p. 171
- 36) 文献35) p. 651-653
- 37) 大阪府公文. 大阪府録事. 明治21年2月26日付朝日新聞. 大阪府公文書館蔵.
- 38) 文献37)
- 39) 大阪府. 大阪府公報 第七百五十三号. 明治25年8月31日付. p. 1-5
- 40) 明治十四—十七年, 同二十一—三十一年大阪府統計書. 国立国会図書館蔵.
- 41) 文献3)
- 42) 文献3) p. 42
- 43) 医制第四十一条には「医師タル者ハ自ラ薬ヲ嚮クコトヲ禁ス医師ハ処方書ヲ病家ニ付与シ相当ノ診察料ヲ受クヘシ」とあり, 「(当分) 診察料ハ各地方ノ貧富人口ノ疎密路程ノ遠近等ニ從テ自ラ差別ナキヲ得ス故ニ先ツ衛生局ニテ其大略ヲ取調地方官ト協議シ便宜ニ応シテ之ヲ定ムヘシ/外科眼科産科口中科等ハ手術ノ大小難易ニ由テ其料ヲ定ムヘシ時宜ニヨリ診察料手術料ヲ増減スル時ハ衛生局地方官協議ノ上文部省ノ認可ヲ得テ之ヲ報告スヘシ」(斜線は改行を示す.) と医師の診察料に関する規定が示されている. 文献3) p. 41
- 44) 医制第四十九条「産科医ハ生児ノ男女死生及年月日ヲ記シテ医務取締ニ出スヘシ/但シ流産モ三箇月以上ノ者ハ右ニ同シ/(当分) 内外科ヲ論セス総テ産婦ヲ取扱フ者ハ皆本条ニ準ス」(斜線は改行を示す.) 文献3) p. 42
- 45) 文献13) p. 102
- 46) 小川景子. 明治初期神奈川県における内務省免状産婆養成の特徴—教授課目に産科手術が含まれたことの検討を中心に—. 日本看護歴史学会誌2015; 28: 68
- 47) 『大阪府統計書』の産婆免許種別表記の推移は本稿4-(1)を参照. 文献によっても当該期の産婆免許の名称表記は様々だが, 本稿では文脈により基本的に「内務省免許」または「本免状」, 「大阪府免許」または「仮免状」と表記する.
- 48) 文献14) p. 151
- 49) 小川景子. 第1章 西洋近代医学の導入と産婆の養成. 白井千晶編. 産み育てと助産の歴史—近代化の200年をふり返る—. 東京: 医学書院; 2016. p. 34
- 50) 文献13) p. 102
- 51) 「内務省免状」と「地方庁仮免状」の2種類の産婆免状交付の制度が大阪府で始められた正確な時期は, 確認できていない. 注80) 参照.
- 52) 文献14) p. 151
- 53) 文献14) p. 151-152. 明治12年4月7日付で第17号の内務省免許交付があった. 『衛生局年報』で産婆数が初めて種別で掲載されるのは, 第五次(明治12年7月—同13年6月)の同書 p. 86-88 「第七表 医師及産婆人員表」である. 種別は「免許」「従来開業」であり, それぞれ全国で22人と12,177人である. 「免許」の22人の内訳は東京15人, 神奈川7人である. 「免許」は内務省の免許を指すものとする.
- 54) 文献2) 史料 p. 82 掲載書 p. 110
- 55) 文献17) p. 76 など京都産婆会(のち平安産婆学校)を日本の産婆教育の嚆矢とする論文もある. しかし, 開始年が等しく明治8年ではあるが, 京都での正確な開始月日が不明であるため, 大阪と京都のどちらで最初に産婆教育が始められたかは, 現在のところ断定できない.
- 56) 大阪府での産婆への講義の開始時期については, 明治8年とする記述(文献46) p. 67など)と, 明治9年とする記述(大阪大学助産婦教育百年史編集委員会. 大阪大学助産婦教育百年史. 大阪: 大阪大学助産婦教育百年史編集委員会; 1980. p. 6など)が混在しているが, 本稿では講義録である『日講聞 産科論』(蘭医越兒蔑噠斯講・高橋正純訳. 大阪公立病院蔵板; 1875題言)および文献2) 史料 p. 82 掲載書 p. 110

- に従い明治8年4月とする。
- 57) 蘭医越児蔑噠斯講・高橋正純訳。日講記聞 産科論。大阪公立病院蔵板；1875。p.題言-1
 - 58) 大阪大学助産婦教育百年史編集委員会。大阪大学助産婦教育百年史。大阪：大阪大学助産婦教育百年史編集委員会；1980。p.6など。
 - 59) 高橋みや子。朱氏産婆論の翻訳と府県への寄贈。千葉大学看護学部紀要 1990；12: 46-48
 - 60) 文献 27)
 - 61) 明治11年産婆教導正則・同変則(天百二十九号)の内容の引用は、文献30)による。
 - 62) いくつかの文言表記の違いは見られる。筆者が確認したのは『朱氏産婆論』の巻之一から巻之五までが明治10年版権免許の版の明治19年3版のもので、巻之六から巻之八までは明治30年増補改正第4版である。どちらも国立国会図書館蔵。
 - 63) 高橋みや子。東京府病院産婆教授所の本免状産婆教育に関する研究一明治9年～11年、新聞の産婆志願者募集広告および長谷川泰と東京府間の往復文書より一。看護教育学研究 1993；2(1): 1-13
 - 64) 文献25) p. 703では出願期限が「九月廿日」であり、文献2) 史料 p.83 掲載書 p.111では「九月一日」となっている。
 - 65) 文献35)
 - 66) 刑法(明治13年7月17日布告第三十六号)第三百三十条一第三百三十五条。同法は明治15年1月1日施行。長島恭三郎。刑法。東京：長島文昌堂；1897。p.1, 40
 - 67) 文献5) p.66-68
 - 68) 大阪府第一部庶務課統計掛。明治二十一年大阪府統計書。1889。p.424-427 国立国会図書館蔵。
 - 69) 庶務課統計掛。明治十七年大阪府統計書。p.403-407の統計表にもとづき筆者が検算し、文献68)記載の数値と比較したところ、文献68)記載の明治17年の産婆数は同20年に大阪府から離脱の大和15郡の産婆数を除いた数値と一致した。したがって、文献68)の同18・19年の産婆数も同様に計数されたものと考えられる。
 - 70) 明治21年大阪府令第十五号の第一条に新規開業希望者の要件として「開業試験願書」の提出があげられているが、内務省免許のためのものということは明記されていない。ただし分娩助手経験の規定が新たに加わった以外は、明治16年改正産婆規則第一条の内務省産婆免許出願要件と同様であることから、明治21年大阪府令第十五号の第一条の開業試験願書は内務省産婆免許試験のためのものであると考える。
 - 71) 青木秀虎。大阪市産婆団体史。大阪：大阪市産婆会；1935。p.33
 - 72) 文献71) p.33
 - 73) 文献71) p.35
 - 74) 文献18) p.101
 - 75) 厚生省医務局。医制百年史 記述編。東京：ぎょうせい；1976。p.67-71
 - 76) 内訳は医学士7人・試験卒業508人・履歴94人・従来開業875人・相続118人である。大阪府内務部第一課。明治二十五年大阪府統計書。1894。p.427-429
 - 77) 緒方正清(1864-1919)は旧来の無学な産婆と区別して、西洋医学の素養のある新産婆を「助産婦」と呼ぶことをいち早く提唱した。緒方助産婦教育所は、明治25(1892)年から昭和28(1953)年までの開校期間で看護婦科も含めると8,000人近くの卒業生を輩出した。緒方祐将先生胸像建設会。緒方祐将先生古稀を寿く。非売品。1958。p.14 緒方正名氏蔵。
 - 78) 小川鼎三・酒井シヅ校注。松本順自伝・長与専斎自伝(東洋文庫386)。東京：平凡社；1980。p.137
 - 79) 文献11) p.117-120, 文献13) p.102, 文献14) p.151
 - 80) 庶務課統計掛。明治十五年大阪府統計書。1886。p.400-404には同13年(7-12月)の産婆数が「本免状」と「仮免状」に分けて表記されている。「本表ノ調査ハ明治十三年内務省乙第五十五号達及び同衛生局第二千七百五十二号照会ニ起ルモノ」とあり、同13年には大阪でも上記2種の免許方式実施の動きがあったことが推察できる。
 - 81) 会報。助産之葉。1896；1: 41および三宅コタミの孫・三宅零子への聞き取り(平成29(2017)年2月12日に筆者が実施。ほか数回の電話インタビュー)内容の記録。
 - 82) 緒方正清。論説・助産婦の改良に就て。助産之葉。1896；1: 2-3
 - 83) 小嶋和貴。第4章 内務省衛生事務諮問会の開催と意義。笠原英彦・小嶋和貴。明治期医療・衛生行政の研究一長与専斎から後藤新平へ一。京都：ミネルヴァ書房；2011。p.77-110
 - 84) 笠原英彦。第6章 いわゆる「明治一九年の頓挫」の実相。笠原英彦・小嶋和貴。明治期医療・行政衛生の研究一長与専斎から後藤新平へ一。京都：ミネルヴァ書房；2011。p.133-158
 - 85) 文献3) p.63-65
 - 86) 文献66) p.50
 - 87) 近畿産科婦人科学会。近畿産科婦人科医界沿革史。非売品。1979。p.1-4(12)-1-5(13)
 - 88) 注76) 参照。
 - 89) 明治25年6月に開校した緒方助産婦教育所は、当初の生徒数は毎年10人に満たなかったが、明治29年の第4回卒業生からは二桁となり、明治30年には春と秋の年2回入学・卒業とし、以後大阪及び西日本を中心とした全国から生徒が集まる名門養成所となる。緒方婦人科病院・高見健一。緒方婦人科病院総覧。非売品；1915。p.118-123 緒方洪庵記念財団蔵。また大阪では、大正4(1915)年までに同教育所を含め少なくとも5つの私立産婆学校が設立されている。緒方正清。日本産科学史。丸善；1919。p.1732

90) 厚生省医務局. 医制百年史 記述編. 東京:ぎょうせい; 1976. p.91, 小川景子. 明治初期神奈川県における内務省免状産婆養成の特徴—教授課目に産科手術が含まれたことの検討を中心に—. 日本看護歴史学会誌 2015; 28: 67 等.

91) 立命館大学法学部教授の二宮周平(家族法)による. 医制第五十一条の解釈に関する筆者からの問い合わせに対し, 2018年5月19日付メールにて, 注番号91)を付した本文の内容を含む回答を同氏から得た.

Changes in the Midwife System in Osaka in the Meiji Era

Naomi ABE

Graduate School of Humanities and Sciences (Doctoral Course), Nara Women's University

The purpose of this research paper is to make clear the process by which TBA (Traditional Birth Attendant) changed to modern licensed midwifery in Japan in the Meiji era by analyzing the transformation of the regulations of midwifery in Osaka, about which, to this day, the details have been unknown. Since the official notice of medical regulations "Isei" was issued to the three prefectures of Tokyo, Kyoto and Osaka in the 7th year of Meiji (1874), Osaka and the other prefectures devised their own regulations and objectives of midwifery according to the local conditions in each prefecture. As a pioneer, the education for midwives in Osaka began in the 8th year of Meiji (1875) and in the next year certificates were given to midwives who had completed the course. There were two kinds of midwife licenses: one that was issued by the Ministry of Home Affairs as the legitimate license, and the other by local governments as the provisional license after the 10th year of Meiji (1877). In the 17th year of Meiji (1884) the government-authorized midwife licenses were issued for the first time in Osaka. As the background, after legislation was enacted in the 16th year of Meiji (1883), regulations of midwifery in Osaka became stricter in order to control midwives.

Key words: midwife, regulation, license, Osaka, Meiji